(一関市須川温泉地施設条例の一部改正)

改正前	改正後
(使用料) 第5条 前条の許可を受けようとする者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。 (減免) 第6条 市長は、公共的活動を目的として、施設を利用しようとする者については、前条の規定にかかわらず、使用料を減額し、又は免除す	
<u>ることができる。</u> (委任) <u>第7条</u> [略]	(委任) <u>第5条</u> [略]
加表 (第 5 条関係) 使用料 施設 使用料 休憩所又は野営場 1人1日1回につき 100円	
備考 改正部分は、下線の部分である。	